

●対象は町内会などが主催する季節の祭りなどのコミュニティまつりで、他の公共的団体から助成を受けていないもの。●予算額に達し次第受け付けを終了しますので、お



◆コミュニティまつりに助成します

- ③直接会場へ
①②の申①4月12日②4月15日
午前9時半から電話または直接施設へ
申・問のびすく長町南☎399・7705

Table with 3 columns: 日時, 内容, 対象. Includes events like 'おもちゃばこ' and 'パパママの遊び'.

◆のびすく長町南の催し

早めにお申し込みください。詳しくは、区役所・秋保総合支所まちづくり推進課、市民センターで配布する申し込み案内(仙台ひと・まち交流財団ホームページ)からもダウンロード可をご覧ください。
◆里親制度説明会
日時 4月11日(土)午後1時半～4時
会場 仙台銀行ホールイズミテイ21/対象 里親制度について知りたい方、里親登録を考えている方/直接会場へ/問みやぎ里親支援センター/電話 ☎718・1031

ふれあい製品展示販売会

障害のある方が製作した「ふれあい製品」を展示・販売します。

Table with 2 columns: 日時, 主な展示販売品目. Lists dates from 4/7 to 4/30 and items like vegetables, bread, and handicrafts.

●会場=太白区役所1階ロビー ●参加施設など詳しくは市ホームページをご覧ください
問健康福祉局障害企画課☎214・8151

カメイアリーナ仙台的催し

Table with 5 columns: 教室名(対象), 日時, 定員, 費用, 受付. Lists various classes like '産後バランスボール' and 'キッズスポーツデー'.

●会場=カメイアリーナ仙台(仙台市体育館) 仮事務所(長町南4-20-30)
申①②⑤~⑦カメイアリーナ仙台ホームページで③④電話または直接カメイアリーナ仙台仮事務所へ
申・問カメイアリーナ仙台仮事務所☎308・7031

太白区のお知らせ

お知らせの見方 申 申し込み 問 問い合わせ 申・問 申し込み・問い合わせ ・料金の記載のないものは無料です・来庁の際は公共交通機関をご利用ください

仙台市総合コールセンター ☎398・4894
太白区役所 (市外局番022) 〒982-8601 太白区長町南3-1-15 ☎247・1111(代) FAX249・1131 (総務課)
秋保総合支所 (市外局番022) 〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原45-1 ☎399・2111(代) FAX399・2924 (総務課)

保健・福祉

◆生保育児相談



子育ては楽しいことも大変なことも多いものです。1人で考え込まず、相談してみませんか。
●日時 4月17日(金)午前10時～11時
●会場 生保育健康センター
●内容 保健師や栄養士などへの心配事の相談(発達面を含む)、身体測定など
●対象 未就学児と保護者
●持ち物 母子健康手帳・パスポート
●直接会場へ
問 太白区家庭健康課 ☎247・1111 (内線6672)

◆こころの健康相談

気分が落ち込んでやる気が出ない、眠れないなどのさまざまな心の問題に、精神科医が相談に応じます。
●日時 4月7日(火)・15日(水)・16日(木)午後1時半～4時(いずれも1人1時間程度)
●会場 太白区役所2階
●予約が必ず
申 電話で太白区障害高齢課 ☎247・1111 (内線6734)

お知らせ

◆たいはく朝市



区内の生産者が、新鮮な季節の野菜を直接販売します。
●日時 4月12日(日)・26日(日)午前6時～7時(売り切れ次第終了)
●会場 太白区役所南側駐車場
●マイバッグをお持ちください
●出店者を募集しています。
自分で生産した農産物・加工品などを通年で販売できる個人・団体が対象です。詳しくはお問い合わせください
問 太白区まちづくり推進課 ☎247・1111 (内線6137)

◆杜の都スマホ相談室

スマートフォンに関する相談窓口を開設しています。
●日時 4月9日～5月7日の毎週木曜日午後1時～1時50分、2時40分～3時半(各40分程度)
●会場 太白区役所5階
●定員 各回1組(3人まで) (先着)
●料金 プランやスマートフォン以外の機器操作を伴う相談、データ移行などは対象外
●何度でも利用可
●詳しくは市ホームページ

◆公園はマナーを守って利用しましょう

お花見の季節になりました。区内には、三神峯公園など桜の名所となっている公園があります。
公園を利用する際は、マナーを守り、気持ちよく利用できるようにしましょう。
公園を利用する際のマナー
●バイクや自転車を持ち入れない
●ごみは必ず持ち帰る
●たばこのポイ捨てをしない
●火を使わない
●周りの人の迷惑になる遊びはしない
●犬は放さず、犬のふんは持ち帰る
●大きな音を出して騒がない
●樹木や花、遊具を大切に
●危険な箇所を見つけたときはご連絡ください
問 太白区公園課 ☎247・1111 (内線6414)
秋保総合支所建設課 ☎399・2111 (内線5311)

◆移動図書館巡回日程

Table with 5 columns: 曜日, 巡回場所, 時間. Lists dates and locations like '八木山南公園' and '八木山東・松山公園'.

太白図書館の催し

春のこども読書フェスティバル

★期間＝4月17日(金)～5月27日(水)

4月23日の「子ども読書の日」、4月23日～5月12日の「こどもの読書週間」にちなんで、こどもの読書を推進するための、さまざまな催しを行います。

◆こどもの本の展示会「本の森—BOOK TREE 200号」

●期間＝4月17日(金)～5月27日(水) ●会場＝太白図書館1階 ●内容＝こどもの本を紹介する季刊紙「BOOK TREE—本の樹」の200号を記念して、掲載された本を展示します

◆読書の木 花いっぱいになあれ

●期間＝4月17日(金)～5月27日(水) ●会場＝太白図書館 ●内容＝本を借りたこどもたちに本の帯で作った花を「読書の木」に貼ってもらい、読書の花を咲かせます

◆春の小学生図書館探検—親子で楽しむバックヤードツアー

●日時＝5月24日(日)10:00～10:40、11:00～11:40、14:00～14:40、15:00～15:40 ●会場＝太白図書館 ●内容＝地下の書庫など、普段は見る事ができない図書館の裏側を見学します ●対象＝小学生と保護者各回2組〔先着〕 申5月1日9:30から電話または直接太白図書館へ

◆おはなし会

●日時＝4月8日(水)・15日(水)15:00～15:30 ●会場＝太白図書館1階おはなしのへや ●内容＝絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊びなど。15日は読み聞かせボランティア「ののはな」によるおはなし会 ●対象＝2歳児～小学校低学年の児童と保護者 ●直接会場へ

◆赤ちゃんおはなし会

●日時＝4月15日(水)10:30～10:50、11:00～11:20 ●会場＝太白区中央市民センター4階和室 ●内容＝わらべ歌、手遊びなど ●対象＝生後4カ月～1歳児と保護者 ●直接会場へ

◆紙芝居おはなし会

●日時＝4月22日(水)15:00～15:30 ●会場＝太白図書館1階おはなしのへや ●内容＝「紙芝居文化の会みやぎ」の会員による紙芝居 ●対象＝2歳児～小学校低学年の児童と保護者 ●直接会場へ

◆太白図書館八本松分室おはなしひろば

●日時＝4月25日(土)14:30～14:50 ●会場＝八本松市民センター図書室 ●内容＝図書ボランティア「コスモス」による絵本の読み聞かせなど ●対象＝2歳児～小学校低学年の児童と保護者 ●直接会場へ

申・問太白図書館 ☎304・2742

無料市民相談（特別相談） をご利用ください

生活上の問題について、専門的な知識を持つ相談員が相談に応じます。相談内容などの秘密は厳守しますので、お気軽にお越しください。

●会場＝太白区役所4階市民相談室 ●相談時間は1人30分以内（12:00～13:00を除く）

相談種別	相談内容	相談員	相談日時
① 法律 (予約優先)	賃貸借、不動産、相続問題、離婚、その他法律全般（係争中、事業・法人関係を除く）	弁護士	第2・3・4 木曜日 10:00～15:00
② 税務 (予約優先)	所得税・贈与税・相続税、その他税全般	税理士	【4～11月】 第4金曜日 【12～3月】 第2・4金曜日 13:00～16:00
③ 遺言・ くらし手続 (予約優先)	遺言・相続（登記を除く）に関する書類作成、許認可申請手続きなど	行政書士	第2月曜日 10:00～12:00
④ 登記・相続 (予約優先)	不動産の各種登記、相続手続き、遺言、成年後見制度、土地の境界など	司法書士、 土地家屋 調査士	第2月曜日 13:00～16:00
⑤ 宅地・建物 (予約優先)	宅地建物の売買・賃貸の契約や取引など	宅地建物 取引士	第4金曜日 10:00～12:00
⑥ 人権	いじめ・虐待・DV・近隣関係、その他人権など	人権擁護 委員	第1・3 火曜日 10:00～15:00
⑦ 行政	国や県・市の仕事に関する意見・要望・苦情など	行政相談 委員	第2・4 火曜日 10:00～15:00
⑧ 交通事故 (予約制)	損害賠償・保険の請求・示談の仕方、その他	専門 相談員	第2・4 水曜日 10:00～15:00

●①～⑤の予約は相談日の前月初日（閉庁日に当たる場合はその翌閉庁日）から区民生活課窓口または電話で受け付けます ●相談日が閉庁日に当たる場合は原則①は同月の第1木曜日に、②③④は翌週と同じ曜日に振り替えます ●①年度内における相談は1人1回に限ります。なお、相談者の利益保護および公平な回答を確保するため、相談内容や当日の弁護士の職務（既に相手方の依頼を受託しているなど）により、当日の相談ができない場合があります ●⑥⑦は直接会場へ⑧は交通事故相談所へ直接お問い合わせください

申・問①～⑦太白区民生活課 ☎247・1111（内線6149）

⑧交通事故相談所 ☎214・6150